

第16回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年10月18日(月)午後2時から
大分市役所第二庁舎 6階 大研修室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 調整案3の検討について

(2) その他(今後の日程等)

(仮称)大分市自治基本条例 条文案(調整案3)

担当部会	調整案2(第14回会議にて提示)	調整案3(第16回会議にて提示)	調整案3の考え方(解説)
	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 <u>基本理念及び基本原則(第3条・第4条)</u></p> <p>第3章 <u>市民、議会及び市長等の役割等</u></p> <p> 第1節 <u>市民(第5条・第6条)</u></p> <p> 第2節 <u>議会(第7条)</u></p> <p> 第3節 <u>市長等(第8条-第10条)</u></p> <p>第4章 <u>行政運営(第11条-第20条)</u></p> <p>第5章 <u>市民参画等(第21条-第26条)</u></p> <p>第6章 <u>まちづくりの推進(第27条-第30条)</u></p> <p>第7章 <u>この条例の位置付け(第31条)</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条)</p> <p>第3章 市民、議会及び市長等の役割等</p> <p> 第1節 市民(第5条・第6条)</p> <p> 第2節 議会(第7条)</p> <p> 第3節 市長等(第8条-第10条)</p> <p>第4章 行政運営(第11条-第21条)</p> <p>第5章 市民参画等(第22条-第27条)</p> <p>第6章 まちづくりの推進(第28条-第31条)</p> <p>第7章 この条例の位置付け(第32条)</p> <p>附則</p>	
理念部会	<p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p>	<p><前文></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文は、この条例を制定する意義を市民が決意表明をする形で記しています。</p> <p>条例の文体をやさしい表現にした方が良いとの意見があり検討を行いました。条文は本市の最高規範として誤解のないように表現する必要があったため、立法技術に従った文体とし、前文を「です・ます調」で表記することで、分かりやすくやさしい表現で伝わるようにしました。</p> <p>前文の書き方として、市民の皆さんに本条例を読んで欲しいという想いから、条文への導入部としての役割を持たせるように考えました。</p> <p>前文では、主語を「わたしたち大分市民」や「わたしたち」とすることで、市民の総意のもとで自治基本条例を制定する意思表示としています。</p> <p>第1段落では、自然と恵まれた地形に囲まれた美しく住みよいまち大分市を愛しているという大分市民の気持ちを率直に述べています。</p> <p>第2段落では、古くから東九州の中心都市として栄えてきた大分市は、現在においても様々な産業が集積され発展を続けていることを述べています。</p> <p>第3段落では、中世・戦国時代に貿易都市豊後府内が形成され、大友宗麟公がいち早く西洋文化を取り入れるなどの先人が残した偉業を誇りとしながらも、自分たちも懸命に生きた証が未来の大分市へとつながることを信じる旨を述べています。</p> <p>第4段落では、大分市民としてこれからも自然や平和で幸福な暮らしを守る努力を続け、将来にわたり確実に引き継いでいくことを誓うとともに、そのための道しるべとして必要である自治基本条例を制定することを宣言しています。</p>
	<p><第1章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の<u>基本原則</u>を明らかにするとともに、市民、議会及び<u>市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項</u>を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p><第1章 総則></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を述べています。</p> <p>本条例の目的は、「市民主体による自治の実現を図ること」であるとしています。</p> <p>そのために、本条例において、本市が進める自治の基本原則を明らかにすることと、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画など自治の基本となる事項を定めることを述べています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
理念部会	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 <u>この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関をいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合っ</u> <u>て共通の課題解決に取り組むことをいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>(3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関をいう。</p> <p>3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合っ</p> <p>て共通の課題解決に取り組むことをいう。</p> <p>4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。</p> <p>第 2 項の「市長等」の定義について、現在案では水道局は含まれていないこととなる。これで良いでしょうか。</p> <p>水道局を含む場合は、以下の条文になるうかと思われま</p> <p>す。</p> <p>2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。</p>	<p>第 2 条は、本条例の解釈に当たり明確にする必要がある用語について、定義付けをしています。</p> <p>第 1 項では、「市民」の定義を述べています。</p> <p>これからのまちづくりには、いわゆる住民票を有する「住民」だけでなく、周辺都市から通勤する人や通学する人など本市に関わりを持つ人たちの協力も必要であるとの考えから、「市民」の定義を広く設定しています。</p> <p>第 1 号では、本市の区域内に居住の本拠を有している個人を市民としています。</p> <p>第 2 号では、本市の区域内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人も市民としています。</p> <p>第 3 号では、本市の区域内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO 法人など様々な団体も市民としています。</p> <p>第 2 項では、「市長等」の定義を述べています。</p> <p>市の行政において、それぞれ独自の執行権限を持つ機関として地方自治法第 138 条の 4 に規定する「市の執行機関」(市長他、地方自治法第 180 条の 5 に列記されている各種行政委員会)を市長等としています。</p> <p>「その他の市の執行機関」とは、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を言います。</p> <p>第 3 項では、「協働」の定義を述べています。</p> <p>「協働」については、行政が市民に責務を負わせてするものではないとの考えから、それぞれの役割分担のもとで、お互いが手を取り合っ</p> <p>て共通課題の解決に取り組むこととしています。</p> <p>第 4 項では、「総合計画」の定義を述べています。</p> <p>本市の「総合計画」は、概ね 10 年を想定した基本構想と 5 年間のまちづくりの基本的な事項を定めた基本計画にて構成されています。</p> <p>行政運営を行う指針となるものであり、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。</p>
	<p><u><第 2 章 基本理念及び基本原則></u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 本市は、次に掲げる<u>まちづくりを実現することを自治</u>の基本理念とする。</p> <p>(1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>(2) 市民主権のまちづくり</p> <p>(3) 協働のまちづくり</p>	<p><u><第 2 章 基本理念及び基本原則></u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第 3 条 本市は、<u>市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。</u></p> <p>第 15 回検討委員会にて承認された部会案に修正しました。</p>	<p>第 3 条は、自治を進める上での基本的な理念を述べています。</p> <p>条文中の「幸せな」とは、物質的なものとどまらず、精神的、身体的にも「幸せ」を実感できるという意味を込めています。広い意味での「市民福祉」が充実したまちづくりを指しています。</p> <p>「市民主権によるまちづくり」とは、主権者である市民が、主体的、自立的に市政に参画できるまちづくりを指しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
理念部会	<p>(基本原則)</p> <p>第 4 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。</p> <p>(1) 市民総参加の原則 全ての市民がまちづくりに参加すること。</p> <p>(2) 情報共有の原則 市政及びまちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。</p> <p>(3) 平等と機会均等の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 4 条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。</p> <p>(1) 市民総参加の原則 <u>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。</u></p> <p>(2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。</p> <p>(3) 協働の原則 <u>市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。</u></p> <p>第 15 回検討委員会にて承認された部会案に修正しました。</p>	<p>第 4 条は、基本理念を実現するための行動原則を述べています。</p> <p>第 1 号は、まちづくりは特定の市民だけで行うのではなく、全ての市民が性別や年齢に左右されることなく、まちづくりに参加できることを原則としています。</p> <p>第 2 号は、市民がまちづくりに参加するには、市政に係るあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民、議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としています。</p> <p>第 3 号は、市民、議会、行政がそれぞれの立場を理解し、手を取り合ってまちづくりに取り組むことを原則としています。</p>
市民部会	<p><第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等></p> <p>第 1 節 市民</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第 5 条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p>	<p><第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等></p> <p>第 1 節 市民</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第 5 条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、<u>公正な行政サービスを受けることができる。</u></p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p> <p>第 15 回検討委員会にて出された、「市民の定義と行政サービスの関係性」について、市民部会で検討した結果、市民の定義を広く捉えようとして「行政サービスを受ける権利を有する」とすることは、大分市民(住民)と同様のサービスを市外居住者まで受けられる権利があるような誤解が生じる恐れがあるため、「公正な行政サービスを受けることができる。」というふうに、若干柔らかく伝えるように変更しました。</p>	<p>第 5 条は、本市の自治の主体である市民が、当然に有している権利を述べています。</p> <p>この第 5 条では、第 3 項と第 5 項に「市民」とは別にあえて「子ども」の権利を謳っています。</p> <p>第 2 条の定義にあるように、当然「子ども」も「市民」に含まれるものですが、条例全般にわたり、有権者などいわゆる「大人」についてのみ規定しているように見えることから、「市民の権利」にあえて「子ども」の権利を抜き出して謳ったものです。</p> <p>なお、「子ども」とは、何歳までをいうのかという議論もありましたが、この条例は「基本条例」であり、本市の最高規範として位置付けられますので、ここでは具体的に定義せずに、個別条例等で必要に応じて定義されるべきと判断しています。</p> <p>第 1 項では、本市で生活又は活動を行う上で、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていける権利を規定しています。</p> <p>ここには、そうした生活を求めて、市民が自発的に努力し行動することができるというニュアンスを含んでいますが、その際は、他人の利益や公共の秩序を乱してはならないことは当然のことであると捉えています。</p> <p>第 2 項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために、定められたルールの範囲で、市が提供するサービスを受けることができることを規定しています。</p> <p>第 3 項では、本市の自治を推進するために、市民が自発的かつ主体的にまちづくりに参画できることを定め、特に、選挙権を持たない子どもについても、それぞれの年齢に応じて、できることからまちづくりに参画できることを規定しています。</p> <p>第 4 項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開について請求し又は提供を求めることができることを規定しています。</p> <p>第 5 項では、まちづくりを将来に引き継いでいく観点から、子どもは、将来大人になったときに地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
市民部会	<p>(市民の責務)</p> <p>第 6 条 市民は、<u>自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。</u></p> <p>(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。</p> <p><u>(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。</u></p> <p><u>(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</u></p> <p>(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第 6 条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。</p> <p>(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。</p> <p>(3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第 6 条は、市民の権利に対して伴う責務を明らかにし、自治に関わる市民の主体性をより一層明確にするための事項を述べています。</p> <p>第 1 項では、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、まちづくりに関して果たすべき内容を規定しています。</p> <p>第 1 号は、市民主体のまちづくりの大前提として、積極的な参画と自主的なまちづくりへの取り組みに努めるよう規定したものです。</p> <p>第 2 号は、まちづくりに参画する場合に、お互いが持つ権利を尊重し、理解した上で、協力しながら取り組むよう努めることを規定したものです。</p> <p>第 3 号は、まちづくりに参画する権利を行使する場合は、自らの発言と行動に責任を持たなければならないことを規定したものです。</p> <p>第 4 号は、自治会活動などの地域コミュニティへ参加することで、共に助け合う精神をはぐくみ、まちづくりの一步となる地域の課題解決に向けて行動するよう努めることを規定したものです。</p> <p>第 5 号は、市民が権利を行使する際に発生する金銭的な負担や、本市のまちづくりに参画する際の労力等を負担する責務があることを規定したものです。</p> <p>第 2 項は、第 5 条第 5 項と表裏一体の規定ですが、子どもが健やかに育つための環境作りは、将来の大分市を見据えた場合には非常に大切な事柄であることから、これを社会や大人が整えるよう努めることを規定したものです。</p> <p>第 3 項では、市民の一員である事業者や自治会、NPOなどが、それぞれの所在地域における社会的責任を認識するとともに、調和を図りながら地域社会におけるまちづくりの推進に貢献するよう努めることを規定しています。</p>
執行機関 議会部会	<p>第 2 節 議会 <u>(議会の基本的役割等)</u></p> <p><u>第 7 条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。</u></p> <p><u>2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。(～重大な責務を有する。)</u></p> <p><u>3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。</u></p> <p><u>4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。(別に条例で定めるところによる。)</u></p>	<p>第 2 節 議会 (議会の基本的役割等)</p> <p>第 7 条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関であり、住民の代表機関、本市の意思決定機関としての役割を担う。</p> <p>2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有する。</p> <p>3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。</p> <p>4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。</p> <p>第 15 回検討委員会にて承認された議会修正案に修正しました。</p>	<p>第 7 条は、議会の基本的な役割や責務を述べています。</p> <p>第 1 項では、住民が直接選挙で選んだ議員によって構成される議会は、本市の議事機関であり、住民の代表であり、本市の意思を決定する機関としての役割があることを規定しています。</p> <p>ここでは「市民」ではなく「住民」としてはいますが、本条例において「市民」の定義が、市外から「通勤・通学する人」まで含まれていることから、この項では、選挙権を有するという意味で、「住民」としてはいます。</p> <p>第 2 項では、市民が直接選ぶ市長と議員(議会)という二つの代表のうちの一つとして、議会には市政運営を行うにあたり重大な責務があることを規定しています。</p> <p>第 3 項では、議会をオープンにし、市民への説明責任を明らかにすることで、市民の信託に応えることを規定しています。</p> <p>第 4 項では、詳細の活動原則や市民及び市長との関係など、必要な基本的事項については「大分市議会基本条例」など別に定める条例によることを規定しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
執行機関 議会部会	<p>第 3 節 市長等 (市長等の基本的役割と責務)</p> <p>第 8 条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、<u>総合計画</u>に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 <u>市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</u></p>	<p>第 3 節 市長等 (市長等の基本的役割と責務)</p> <p>第 8 条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、総合計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の向上に努めなければならない。</p> <p>4 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>5 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>6 市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>第 8 条は、市長等(市長とその他の執行機関を含む。)の基本的役割と責務を述べています。</p> <p>第 1 項から第 5 項までにおいては、市長等にとってある意味では当然の責務ではあっても、それ故に非常に重要である基本的事項について謳っています。</p> <p>その中で、第 4 項に規定する執行機関相互の連携については、縦割り行政の弊害をなくし、一体となった行政運営を目指そうとするものです。</p> <p>また、第 5 項では、職員の能力向上やその能力を十分に発揮させることにより、質の高い行政サービスの提供が行われることを意図しています。</p> <p>第 6 項では、市長等と市民とが協働して、あらゆる世代を対象とした人材育成の様々な機会を提供し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材を育成していくように努めていくことを規定しています。</p>
執行機関 議会部会	<p>(市長の基本的役割と責務)</p> <p>第 9 条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(市長の基本的役割と責務)</p> <p>第 9 条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>第 9 条は、第 8 条で規定する市長等の基本的役割と責務のほか、特に市長のみにかかる基本的役割と責務を別に述べています。</p> <p>第 1 項では、本市の代表である市長の基本的な役割として、事務の執行や職員の指揮監督等を行うことは当然ですが、それ以外に他の執行機関を含めた市政全体の総合調整を行うべきことを規定しています。</p> <p>第 2 項では、市長の責務の大前提として、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るために必要な施策を行わなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、行政運営を行う際には、経費を最小限に抑えながらもその効果は最大のものとなるように努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第 4 項では、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民へ説明する責任を果たさなければならないことを規定しています。</p> <p>第 5 項では、行政サービスを向上させるために、市民の意向や地域の実情等を調査・把握し、市政に反映させるよう努めなければならないことを規定しています。</p>
	<p>(職員の責務)</p> <p>第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、<u>適切</u>に対応しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第 10 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、<u>適切</u>に対応しなければならない。</p>	<p>第 10 条は、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べています。</p> <p>第 1 項では、職員個々の職務専念義務を公務員の当然の義務として規定しています。</p> <p>第 2 項では、行政サービスの向上のために、職員個々が資質の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、職員が職務に当たる際に、常に法令を遵守し、職務に関して常に法に照らし、違法等が判明した場合は、適正に対応する義務があることを規定しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
市政運営部会	<p><第 4 章 行政運営> (総合計画)</p> <p>第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。</p>	<p><第 4 章 行政運営> (総合計画)</p> <p>第 11 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画の機会を確保するものとする。</p>	<p>第 11 条は、総合計画の必要性を述べています。</p> <p>第 1 項では、市は、総合的かつ計画的に行政運営を行うために、総合計画を策定することを規定しています。</p> <p>第 2 項では、総合計画の策定時に、市民参画やパブリックコメントの実施など、市民が参加する様々な機会を確保することを規定しています。</p>
	<p>(財政運営)</p> <p>第 12 条 <u>市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</u></p>	<p>(財政運営)</p> <p>第 12 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p>	<p>第 12 条は、自立した行政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、中期的な財政見通しのもとに予算編成を行うことを規定しています。</p> <p>「中期的な財政見通し」とは、本市では、平成 15 年から「財政収支の中期見通し」として、毎年公表しています。</p> <p>国の制度改正等による影響や社会経済情勢の変化などを反映させながら、向こう 5 年間の財政収支の見通しを試算しています。</p>
	<p>(政策法務)</p> <p>第 13 条 <u>市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(政策法務)</p> <p>第 13 条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第 13 条は、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に見直され、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことにより、自主自立の行政運営の確立に向け、法令の解釈を自主的かつ適正に行うよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>「地方自治の本旨」とは、地方における政治と行政を、国から独立した地方公共団体に委ね(団体自治)かつ、その地域の住民意志に基づいて処理させる(住民自治)という地方自治の原則を言います。(日本国憲法第 92 条)</p>
	<p>(条例の制定等の手続)</p> <p>第 14 条 <u>市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</u></p>	<p>(条例の制定等の手続)</p> <p>第 14 条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p>	<p>第 14 条は、市政を行う際に必要となる条例を立案するときに、市民が参画できる場を設け、又は市民意見を聴取しその意見を反映させるように努めなければならないことを規定しています。</p>
	<p>(行政評価)</p> <p>第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p>	<p>第 15 条は、効率的かつ効果的に行政運営を行うために行政評価を行うことを述べています。</p> <p>第 1 項では、市長等が行政評価を実施するとともに、市民の視点に立った外部評価を行うこととし、透明性を確保する意味からも外部評価を可能な限り公開とすることを規定しています。</p> <p>第 2 項では、行政評価の結果を市民に公表し、必要に応じて行政運営の見直しを行わなければならないことを規定しています。</p>
	<p>(行政手続)</p> <p>第 16 条 <u>市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。</u></p>	<p>(行政手続)</p> <p>第 16 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。</p>	<p>第 16 条は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、市が行う処分、行政指導その他の行政手続を明らかにすることを規定しています。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市行政手続条例」のことをいいます。</p>
	<p>(情報公開)</p> <p>第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p>	<p>第 17 条は、市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する情報の公開をすることを規定しています。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市情報公開条例」のことをいいます。</p>

担当部会	調整案2（第14回会議にて提示）	調整案3（第16回会議にて提示）	調整案3の考え方（解説）
市政運営部会	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>第18条は、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。</p> <p>本条に規定する「別に条例で定める」とは、「大分市個人情報保護条例」のことをいいます。</p>
	<p>（権利保護及び苦情対応）</p> <p><u>第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（権利保護及び苦情対応）</p> <p>第19条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護するため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第19条は、行政運営に当たり市民の権利を保護しなければならないことと、市民からの苦情等の申し立てに対する応答責任とその迅速な対応について述べています。</p> <p>第1項では、行政運営を行う上での市民の権利を擁護するとともに、権利を侵害するような事態がある場合は、行政の改善を図ることを規定しています。</p> <p>第2項では、行政運営に対して、市民から意見、要望、苦情等がある場合は、迅速に調査を行い、改善の必要がある場合は、適切な措置を行うことを規定しています。</p>
	<p>第30条から移動</p> <p>どこにも属しにくい項目ということで、仮に第6章「まちづくりの推進」に入れていましたが、第6章の名称が「まちづくりの推進」に決定することであれば、第4章「行政運営」にあったほうが良いのではないかということで、移動させました。</p>	<p>（危機管理体制の整備等）</p> <p><u>第20条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるように、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。</u></p>	<p>第20条は、災害やテロ等の不測の事態に常時備え、市民の安心安全で快適な暮らしを確保するための体制整備を行うことと、災害等の発生時には、市民・関係団体等と連携・協力して対応に当たることを規定しています。</p>
	<p>（行政組織の編成）</p> <p>第20条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、<u>組織の横断的な調整を図るものとする。</u></p>	<p>（行政組織の編成）</p> <p>第21条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。</p>	<p>第21条は、市民目線を第一に考えた機動的で効率的なサービスが提供できるよう、組織の編成を行い、多様化する市民ニーズ等に対応するためにも、常に部局間において横断的な調整を図ることを規定しています。</p>
市民参加まちづくり部会	<p><第5章 市民参画等></p> <p>（市民参画）</p> <p>第21条 <u>本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。</u></p> <p>2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p>	<p><第5章 市民参画等></p> <p>（市民参画）</p> <p>第22条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。</p> <p>2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p>	<p>第22条は、市民参画について述べています。</p> <p>第1項では、市民総参加の原則に基づき、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、その機会を確保していくことを規定しています。</p> <p>第2項では、市民の主体的な参画を促すためにも、その仕組みを整備し、併せてその内容等について周知を図ることを規定しています。</p>
	<p>（協働の推進）</p> <p>第22条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、<u>協働</u>によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、<u>協働</u>の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>（協働の推進）</p> <p>第23条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>第23条は、協働の推進について述べています。</p> <p>第1項では、市民と議会及び市長等が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもと、協働によるまちづくりに取り組むことを規定していますが、責務を負わせてするものではないという観点から、お互いが努めなければならないという規定にしています。</p> <p>第2項では、市からの一方的な協働にならないよう、市民の自主性及び自立性への配慮が必要であることを規定しています。</p>
市政運営部会	<p>（市民提案）</p> <p><u>第23条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</u></p>	<p>（市民提案）</p> <p>第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p>	<p>第24条は、市民の提案を市政に反映させることについて述べています。</p> <p>第1項では、市民の意見や提言を市政に反映させる機会を増やすことに努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第2項では、市民の意見や提言を得るために、政策の立案や実施、評価等の各段階における情報を積極的に提供することを規定しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
市民参加 まちづく り部会	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第 24 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p>	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第 25 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募する手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p>	<p>第 25 条は、行政運営に係る重要な政策等の立案に際して、広く市民意見を聴取して進めることを述べています。</p> <p>第 1 項では、重要な政策等の立案に当たり、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。</p> <p>第 2 項では、パブリックコメント手続を実施した際には、市民意見を考慮の上、意思決定を行い、市民からの意見に対する考え方を公表しなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、パブリックコメント手続以外にも、あらゆる機会を通じて市民意見の聴取に努めなければならないことを規定しています。</p>
	<p>(住民投票)</p> <p>第 25 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。</p>	<p>第 26 条は、住民投票の実施について述べています。</p> <p>第 1 項では、市政に係る重要な事項について住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができることを規定しています。</p> <p>第 2 項では、住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、住民投票の実施に関する詳細の定めについては、その事案ごとに別に条例で定めてから実施することを規定しています。</p>
	<p>(審議会、懇話会等)</p> <p>第 26 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。</p> <p>2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。</p>	<p>(審議会、懇話会等)</p> <p>第 27 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。</p> <p>2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。</p>	<p>第 27 条は、まちづくりを進めるに当たり、法令の定めにより設置する審議会や、必要に応じて設置する懇話会等について述べています。</p> <p>第 1 項では、法令に基づく審議会等のほか、必要に応じて提言や報告等を行う懇話会などを設置することについて規定しています。</p> <p>第 2 項では、審議会、懇話会等の委員を選任する場合は、法で別に定めがある場合を除いて、専門的知識を有する者を選任するほか、市民から公募するなど幅広い人材を選任するよう努めなければならないことを規定しています。</p> <p>第 3 項では、審議会、懇話会等の会議の公開について、努めていくことを規定しています。</p>
	<p><第 6 章 まちづくりの推進> (都市内分権)</p> <p>第 27 条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p>	<p><第 6 章 まちづくりの推進> (都市内分権)</p> <p>第 28 条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p>	<p>第 28 条は、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべきという都市内分権の考え方に基づき、都市内分権の必要性を認識し、地域における自主的かつ自立的な活動について、地域特性を活かした形での支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を進めていくことを規定しています。</p>

担当部会	調整案 2 (第 14 回会議にて提示)	調整案 3 (第 16 回会議にて提示)	調整案 3 の考え方 (解説)
市民参加まちづくり部会	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 28 条 市長等は、<u>地域コミュニティ</u>との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 29 条 市長等は、<u>地域コミュニティ</u>との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>第 29 条は、前条の都市内分権の取り組みを推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティと市長等との関係について述べています。</p> <p>第 1 項では、市長等と地域コミュニティが協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることを規定しています。</p> <p>第 2 項では、地域の課題解決のために、地域コミュニティの意向を把握し、地域コミュニティ内での意思決定を支援しながら、その意見を市政に反映させるように努めることを規定しています。</p> <p>第 3 項では、複数の地域コミュニティに関連する課題があった場合は、その調整が図られるように支援することを規定しています。</p> <p>この条例における地域コミュニティとは、自治会や子ども会など、地域に関わりのある様々な活動団体をいいます。</p>
市政運営部会	<p><u>(連携及び協力)</u></p> <p>第 29 条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>(連携及び協力)</p> <p>第 30 条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>第 30 条は、まちづくりを進める上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題の解決や、国際化社会に適応したまちづくりを進めるために必要な事項を述べています。</p> <p>第 1 項では、まちづくりを進める上での課題について、国、県、他市町村等との連携により、解決に努めることを規定しています。</p> <p>第 2 項では、友好都市、姉妹都市等との国際交流により、海外自治体が持つ情報や知識を有効に活用することを規定しています。</p>
	<p>＜第 7 章 多文化共生＞</p> <p>削除</p>	<p><u>(多様な文化の尊重等)</u></p> <p>第 31 条 市民、議会及び市長等は、<u>多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第 15 回検討委員会での意見を受け、「多文化共生」を「多様な文化の尊重等」として、復活させました。</p>	<p>第 31 条は、文化や価値観が異なる人に対しても、相互理解のもと、互いの意見を尊重し合い、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めることを規定したものです。</p>
部会に属さない事項	<p><u>(危機管理体制の整備等)</u></p> <p>第 30 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、<u>危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。</u></p> <p>＜第 7 章 この条例の位置付け＞</p> <p>第 31 条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>⇒ 削除</p> <p>＜附 則＞</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(この条例の見直し)</p> <p>2 市長は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第 20 条へ移動</p> <p>「第 6 章まちづくりの推進」には、若干条文の性格が合わない判断し、「第 4 章行政運営」に移動させました。</p> <p>＜第 7 章 この条例の位置付け＞</p> <p>第 32 条 市民、議会及び市長等は、本市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>＜附 則＞</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>(この条例の見直し)</p> <p>2 市長は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第 32 条は、本条例が本市における自治の最高規範であることを明記するとともに、市民、議会及び市長等は、本条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないことを規定しています。</p> <p>ここでは、本条例を施行する日と、本条例を時代に合ったものとし、まちづくりの在り方をより進んだものとしていくため、本条例の施行日から 5 年を超えない期間で、市民意見を聴いた上で内容の検討を行い、結果次第では見直し等を行うことを規定しています。</p>

行政サービスの例と分類

(自治基本条例検討委員会用資料)

大分市の住民のみを対象とした行政サービスの例

- ・ 公の施設の設置、利用
(地方自治法にて住民の利用に供する施設であることを明記)
- ・ 生活保護の給付
(生活保護法にて福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する者を対象)
- ・ 住民票の交付(住民基本台帳法)
- ・ 市立小中学校での教育(学校教育法施行令)
- ・ 母子生活支援施設の入所(児童福祉法)、身体障害者手帳の交付(身体障害者福祉法)
- ・ 国民健康保険(国民健康保険法)、介護保険(介護保険法)
- ・ 過疎対策(過疎地域自立促進特別措置法)

ただし、事務の委託、機関の共同設置、公の施設の区域外住民への供用等、一定の手続を経れば市民以外へのサービス提供もありうる。

また、公の施設については、その設置目的により他都市の住民も対象とした施設とすることもありうる。

- (例) 住民票の広域交付、廃棄物の処理受託
 介護認定審査会の共同設置
 野津原少年自然の家(旧大野町の住民の利用)
 コンパルホールの広域利用
 高崎山自然動物園、関崎海星館、宇曾山荘等

大分市民を対象を限定しない行政サービスの例

- ・ 市道の整備、管理、交通安全対策
- ・ 救急搬送
- ・ 戸籍関係事務
- ・ 騒音規制等環境保全施策
- ・ 開発許可、建築確認等
- ・ 資産証明の発行
- ・ 水道事業による給水、下水道事業による排水処理
- ・ 商工業振興
- ・ 観光情報の提供、観光振興
- ・ 情報公開、個人情報保護
- ・ 防災危機管理

自治基本条例 市民意見交換会 開催予定表

各会場とも19時開始予定(概ね1時間30分程度を想定)

開催日 11月	会場	会場	所在地	連絡先	(部会) 参加予定委員氏名
11日 (木)	グリーンカルチャーセンター	会議室	日吉町 3番1号	556-8818	
12日 (金)	コンパルホール	3F大会議室	府内町1丁目 5番38号	538-3700	
15日 (月)	南大分公民館	研修室1・2	豊饒 76番地の1	544-6688	
16日 (火)	明治明野公民館	視聴覚室	明野北4丁目 7番8号	553-3838	
17日 (水)	坂ノ市公民館	研修室2・3	坂ノ市西1丁目 10番6号	592-0735	
18日 (木)	鶴崎市民行政センター	大会議室	東鶴崎1丁目 2番3号	527-2111	
19日 (金)	佐賀関公民館	研修室	佐賀関 1407番地の27	575-2557	
22日 (月)	大在公民館	研修室	政所1丁目 4番18号	592-0304	
24日 (水)	野津原市民センター	大会議室	野津原 800番地	588-1111	
25日 (木)	南部公民館	研修室2・3	曲 1113番地	568-0055	
26日 (金)	西部公民館	研修室	王子新町 5番1号	543-4938	
29日 (月)	大南公民館	研修室A・B	中戸次 4491-2	597-0259	
30日 (火)	植田市民行政センター	大会議室	玉沢 743番地の2	541-1234	